

JAバンクあいちが、
あなたの子育てを
しっかりサポートします！



ご契約いただける方

ご契約時点で18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃるご両親または扶養者の方

子育て応援定期積金

ファミリー積金(ほほえみ)

○ご契約期間

1年、2年、3年、4年、5年

○ご契約金額

12万円以上

○適用利回り

店頭表示利回り + 年 **0.10%** 上乘せ

さらに!

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

店頭表示利回り + 年 **0.10%** 上乘せ

さらに!

扶養されている18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)の人数に応じて

2人	店頭表示利回り+年 0.05% 上乘せ
3人以上	店頭表示利回り+年 0.10% 上乘せ

子育て応援定期貯金

ファミリー定期(ほほえみ)

○お預入れ期間

- ・定型方式の場合 : 1年、2年、3年
- ・期日指定方式の場合 : 1年超 3年未満

○お預入れ金額

10万円以上 500万円以下

○適用利率

店頭表示利率 + 年 **0.10%** 上乘せ

さらに!

当JAに「児童手当」を振込指定していただいている方には

店頭表示利率 + 年 **0.05%** 上乘せ

さらに!

扶養されている18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)の人数に応じて

2人	店頭表示利率+年 0.05% 上乘せ
3人以上	店頭表示利率+年 0.10% 上乘せ

- 子育て応援定期積金の店頭表示利回りはスーパー積金の利回りを、子育て応援定期貯金の店頭表示利率はスーパー定期の利率を適用いたします。
- 金利環境等の変化により、商品内容を変更したり、取扱いを中止することがあります。
- 店頭にご商品概要説明書をご用意しております。

詳しくはJA窓口へ
お問い合わせください。

 JAあいち豊田

URL www.ja-aichitoyota.or.jp/

JA あいち豊田

検索



JAとお取引のない方も一度ご相談ください。

商品名(愛称)		子育て応援定期積金(愛称:ファミリー積金(ほほえみ))
販売対象		ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様を含みます。)がいらっしゃる親または扶養者となります。
期間		1年、2年、3年、4年および5年とします。
掛込方法等	【掛込方法】	・契約期間内で掛金を分割掛付け込みします。 ・口座振替扱いとします。
	【掛込間隔】	毎月または2か月のいずれかとします。
	【掛込金額】	1回当たり1,000円以上とします。
	【掛込単位】	1,000円単位とします。
支払方法		満期日以後に一括して支払います。
給付契約金		12万円以上の金額とします。
給付補てん金	【適用利回り】	契約時の年利回りを満期日まで適用します。
	【支払頻度】	満期日以後に一括して支払います。
	【計算方法】	計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
	【税金】	平成49年12月31日までにお受け取りになるお利息につきましては復興特別所得税が適応され、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。
	【利回り情報の入手方法】	利回りについては、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		1回当たりの受入金額は、年2回の増額ができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回掛込日から解約日までの期間により、当JA所定の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象
その他参考となる事項		・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または当初契約時の店頭表示の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

商品名(愛称)		子育て応援定期貯金(愛称:ファミリー定期(ほほえみ))
販売対象		ご契約時点で、18歳未満のお子様(出産予定のお子様も含みます。)がいらっしゃる親または扶養者となります。
期間		・定型方式 スーパー定期(単利型)は1年、2年および3年の期間とし、スーパー定期(複利型)は3年の期間とします。 ・期日指定方式 スーパー定期(単利型)の1年超3年未満の期間とします。
預入方法等	【預入方法】	一括預入れとします。
	【預入金額】	10万円以上500万円以下とします。
	【預入単位】	1円単位とします。
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	【適用金利】	預入時の約定利率を満期日まで適用します。
	【利払頻度】	・単利型の場合は、預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 ・複利型の場合は、満期日以後に一括して支払います。
	【計算方法】	・単利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ・複利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする半年複利・日割計算とします。
	【税金】	平成49年12月31日までにお受け取りになるお利息につきましては復興特別所得税が適応され、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。
	【金利情報の入手方法】	金利については、窓口にお問い合わせください。
手数料		—
付加できる特約事項		・預入期間2年のものは、中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		・満期日前に解約する場合は、その利息は、預入期間および預入日から解約日までの期間に応じて、当JA所定の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算し、元金とともに支払います。 スーパー定期(単利型)で中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を精算します。
貯金(預金)保険制度(公的制度)		保護対象
その他参考となる事項		満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。